

米軍再編に係る三沢基地への訓練移転時における現地連絡本部の設置に関する要領を次のように定める。

令和3年6月29日

東北防衛局長 熊谷 昌司

米軍再編に係る三沢基地への訓練移転時における現地連絡本部の設置に関する要領

(設置)

第1条 米軍再編に係る三沢基地への訓練移転の実施に関する事務の円滑かつ適切な処理及び地域住民等の不安解消等を図るため、現地連絡本部を置く。

(設置場所及び設置期間)

第2条 現地連絡本部は、三沢防衛事務所内に設置し、設置期間は、訓練移転の実施ごとに、企画部長が別に定める。

(所掌事務)

第3条 現地連絡本部は、現地において、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 訓練移転の実施に関する米軍、関係機関等との連絡調整等に関すること。
- (2) 訓練移転を実施する米軍の部隊に対する協力及び支援に関すること。
- (3) 訓練移転の実施時における騒音測定に関すること。
- (4) その他訓練移転の円滑な実施に関すること。

(現地連絡本部長、現地連絡副本部長)

第4条 現地連絡本部に、現地連絡本部長、現地連絡副本部長を置く。

- 2 現地連絡本部長は、企画部次長（局長が別に定める企画部次長をいう。）をもって充てるものとし、企画部長の命を受け、現地連絡本部の事務を統括する。
- 3 現地連絡副本部長は、三沢防衛事務所長をもって充てるものとし、現地連絡本部長を補佐し、現地連絡本部の事務を整理する。
- 4 現地連絡本部長は、企画部長に業務を報告し、企画部長の指示を受けることとする。

(班の設置等)

第5条 現地連絡本部に、総括班、騒音測定班及び調達協力班を置く。

- 2 総括班においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 現地連絡本部の総括事務に関すること。
- (2) 米軍及び自衛隊との連絡調整に関すること。
- (3) 関係自治体等との連絡調整に関すること。
- (4) 広報及び報道等への対応に関すること。
- (5) 各種抗議、デモの対応に関すること。
- (6) 苦情処理に関すること。
- (7) その他現地連絡本部長が必要と認める事務に関すること。

- 3 騒音測定班においては、次の事務をつかさどる。
 - (1) 訓練移転の実施時における騒音測定に関すること。
 - (2) 騒音測定現場における報道等への対応に関すること。
 - (3) その他現地連絡本部長が必要と認める事務に関すること。
- 4 調達協力班においては、次の事務をつかさどる。
 - (1) 米軍による物品及び役務の調達についての調査及び協力に関すること。
 - (2) 事故等の発生に係る初動対応に関すること。
 - (3) その他現地連絡本部長が必要と認める事務に関すること。

(班の構成)

- 第6条 第5条に定める班は、班長、班長代理及び班員をもって構成する。
- 2 総括班長は、地方調整課長をもって充てるものとし、班務を総括する。
 - 3 騒音測定班長は、防音対策課長をもって充てるものとし、班務を総括する。
 - 4 調達協力班長は、業務課長をもって充てるものとし、班務を総括する。
 - 5 班長代理は、班長が不在のときは当該職務を代理するとともに、必要に応じ、班長の所掌事務の一部を分掌する。
 - 6 班長代理及び班員は、訓練移転の実施ごとに、企画部長が指定する者をもって充てる。

(関係部課等の協力)

- 第7条 企画部長は現地連絡本部長の報告を受け、第3条に定める所掌事務の遂行上必要があると認める場合には、関係部課等の長に対し協力を求めることができる。
- 2 関係部課等の長は、現地連絡本部の所掌事務の円滑な遂行に協力しなければならない。

(その他)

- 第8条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、企画部長が別に定める。

附 則

- 1 この達は、令和3年6月29日から施行する。
- 2 米軍再編に係る三沢基地への訓練移転時における現地連絡本部の設置に関する要領（平成29年6月26日。局長決裁）は廃止する。